

会員事業主各位

(一社)川口地区労働基準協会
会長 石川 義明
〒332-0016 川口市幸町1-1-17
フクロク・ハイ・マンション1号館201号室
TEL 048-258-3756

盛夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃、協会の運営に対し格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、**秋季巡回健康診断**を下記のとおり実施いたしますので、是非ご利用下さいますよう
ご案内申し上げます。

日 程 定期及び特殊健康診断ともに実施期間は、9月中旬から11月初旬(土・日曜日
祝祭日を除く)までです。 申込締切8/30(金)

申 込 み ご希望の検診機関名の◇にレ(チェック)をし下記ご記入の上、このまま
当協会までFAXください。
折り返しご希望検診機関の申込書を送信させていただきます。
送信した申込書にご記入いただき、再度当協会までFAXくださいますよう
お願い致します。 FAX048-253-7620

検診機関

◇ 戸田中央総合健康管理センター	〒335-0022	戸田市上戸田2-32-20
◇ ライフサポートクリニック	〒332-0002	川口市弥平4-6-24

<u>事業所名</u>	<u>ご担当者名</u>
	<u>FAX</u>

実施要綱

- (1) 健康診断の対象は、会員事業場の従業員です。
- (2) 受診申込書には、定期・特殊の該当欄に受診人数を記入してください。
- (3) 受診場所は原則として申込み事業場としますが、検診車の駐車不能の場合は、最寄りの事業場へお願いする場合がありますのでご了承ください。
- (4) 受診当日、健康診断個人票を担当医に提出してください。
- (5) 申込書を出されますと検診機関から受診日・受診時間・受診場所等について事業場あてに連絡があります。

健康診断結果報告の提出について

次の健康診断結果は、川口労働基準監督署に提出してください

- (1) 衛生管理者の要選任事業場は、「定期健康診断結果報告」を遅滞なく提出
- (2) じん肺健康診断については、毎年12月末日のものを、翌年2月末日までに提出
- (3) 有機溶剤等特殊健康診断は、6ヵ月毎に検診を行いその結果を遅滞なく提出

そ の 他

- (1) 定期健康診断と特殊健康診断は同時に実施します。
- (2) 健康診断の結果については、検診機関から直接事業場に送付されます。
- (3) 要精密検査場合は、検診機関と相談して実施してください。
- (4) 検診日時等については直接検診機関とご相談ください。
- (5) 受診料は、受診当日検診機関に直接お支払いください。
- (6) 個人票は、検診機関が無料で用意します。
- (7) ご不明な点は、協会事務局にお問い合わせください。 TEL 2 5 8 - 3 7 5 6

中小企業勤労者定期健康診断料補助金

労働安全衛生法第66条の規定により、勤労者の定期健康診断の実施が義務づけられています。川口市では市内の中小企業を対象に勤労者の定期健康診断を実施した事業所に対し補助金の交付をしています。

- 1 資 格 要 件 ○市内に事業所を有すること
 ○事業者の営む事業所が中小企業基本法第2条に該当すること

- | | | | | |
|----------------|---|---|---|-------------------------------|
| ◎ 製 | 造 | 業 | — | 従業員 300人以下または資本金3億円以下 |
| (建設・鉱業・運送業を含む) | | | | |
| ◎ 卸 | 売 | 業 | — | 従業員 100人以下または資本金 1 億円以下 |
| ◎ サ | ー | ビ | ス | 業 — 従業員 100人以下または資本金5,000万円以下 |
| ◎ 小 | 売 | 業 | — | 従業員 50人以下または資本金5,000万円以下 |

- 2 補助の対象 労働安全衛生規則第44条に規定されている定期健康診断の受診料
- 3 補助の金額 一人当たり1,800円(ただし、受診料が1,800円に満たないときは、その額)
- 4 申請方法 健康診断を行った後、所定の申請書類に医療機関の発行した領収証を添付して1年以内に申請してください。

※詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

- 5 問合せ先 経営支援課雇用支援係 TEL 2 5 8 - 7 9 2 1 (直通)